

台東区



商店街空き店舗活用支援（改修費支援）事業

区内近隣型商店街内(※1)にある空き店舗兼住宅の所有者に対して、店舗と住宅の共用部分の分離に必要な改修費の一部を補助します。

この事業は、店舗兼住宅の分離に必要な改修費の一部を補助し、店舗部分を貸しやすくすることにより空き店舗数を減らし商店街の活性化を図ることを目的としています。

補助内容

補助限度額	補助率	補助対象経費
100万円	対象経費(改修費)の 1/2	店舗兼住宅の共用部分の分離に必要な改修工事費及び、分離に伴って行う店舗部分の内壁、床、天井等の改修工事費

補助条件

- ① 区内の近隣型商店街の区域内にある空き店舗兼住宅であること。
- ② 空き店舗兼住宅の所有者であること。
- ③ 3親等内の親族に貸すための工事で無いこと。
- ④ 交付決定後に行う工事であること。
- ⑤ 令和6年3月1日(金)までに工事の完了及び実績報告書を提出すること。
- ⑥ 工事完了後3か月以上経過しても、店舗部分の賃借人が決まらない場合には、台東区の空き店舗事業への情報掲載(区ホームページ)等への協力すること。
- ⑦ 賃借人に対し、出店後は商店街の会員に加入してもらうことを条件とすること。

助成件数

2件(対象者は内部審査及び現地調査を実施して決定いたします。)

※予定件数に達し次第終了とさせていただきます。

募集期間

令和5年4月10日(月)から令和5年12月28日(木)

※1 近隣型商店街とは・・・

主に地元の方が徒歩や自転車などにより日用品の買い物を行う商店街
(詳しくは商店街担当にお問い合わせ下さい)



くわしくはウラ面へ⇒

▼ 提出書類（申請時）

- ①申請書
- ②補助金における事務経費に係る消費税の取扱いについての確認書
- ③建物の位置図
- ④改修工事の内容の分かる図面
- ⑤改修前の店舗内及び店舗の外観の写真
- ⑥見積書（工事内容の内訳が詳細に確認できるもの）
- ⑦登記事項証明書（建物の所有者であることが確認できるもの）
- ⑧最新の住民税の納税証明書
- ⑨検査済証、検査済記載事項証明、確認済証、確認台帳記載事項証明書 の中から1種

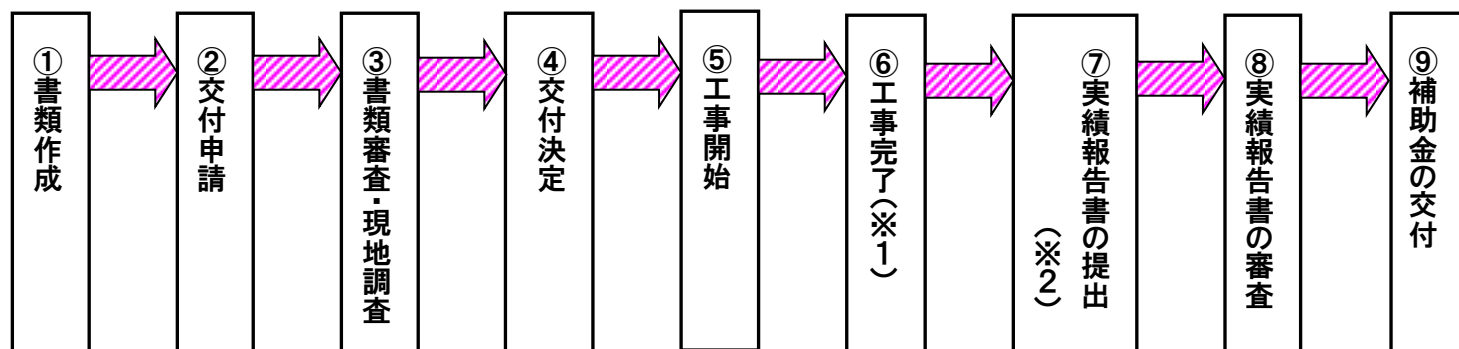
①、②の書式につきましては、区のホームページからダウンロードするか、区にご請求ください。

※添付書類等に不備がある場合には、追加書類の提出を求められることがあります。

また、書類がそろわないと申請受付できません。

▼ 申請から交付までの流れ

<令和5年4月～令和6年3月>



※1. 工事完了後、賃借人が決まっている場合には貸し出しを開始して構いません。

※2. 実績報告書の提出締め切りは、令和6年3月1日（金）です。

▼ 提出書類（実績報告時）

- ①実績報告書
- ②工事実施に係る、契約書、請求書、領収書等の写し
- ③改修工事完了後の店舗内及び店舗の外観の写真
- ④実績報告時に店舗部分の貸出が済んでいる場合には、店舗部分に係る賃貸借契約書

▼ 申請にあたっての留意点

- 申請は、必ず事前に電話で予約のうえ、産業振興課までご持参ください（郵送での受付は行っていません）。
- なお、申請時には、申請事業の内容について、詳しくお聞きしますので、説明のできる方がお越しく下さい。
- 申請後、工事内容の変更はできません。十分にご検討のうえ、お申込みください。
- 補助金の交付は上記の⑦実績報告書の審査後になります。1～2か月程度の時間を要しますので、余裕を持って書類をご提出ください。

▽ 問合せ先 台東区役所 文化産業観光部 産業振興課 商店街担当
〒110-8615 台東区東上野4-5-6
電話 03(5246)1142
FAX 03(5246)1139

